

「福祉委員会小旅行」

## 鹿部・南茅部・下海岸 を訪ねて

今年度の小旅行のテーマは「自然と歴史のロマン溢れる旅!!」

全渡島に集合された会員は10名。当日のルートなどを確認後、3台の車に分乗して出発です。先導の倉部車が向かったのは5号線を通り大沼方面へ。

トンネル手前から旧道に入っていきます。この峠には昔、温泉宿や峠の茶屋や旅館があったそうです。明治天皇も峠の途中から大沼を見学したそうで、その碑が残っていました。



車はさらに林道を進み「日暮山」へと向かいます。「ここに登った人はその景色のあまりの美しさに日が暮れるのも忘れてずうっといた」と言ったことからこの名前がついたそうです。駒ヶ岳が目の前に見え大沼、小沼、じゅんさい沼を眼下に観ることができました。



当初の予定では「大沼湖畔で『千の風』を感じる」「久保田ミルクパーラーでおいしいアイスクリームを・・・」と考えていたようでしたが、このままでは予約していた昼食の時刻に間に合いません。車は一気に鹿部に向かいます。

昼食は道の駅「しかべ間歇泉公園」内の「浜のかあさん食堂」。以前は何もなかったところに立派な建物ができていました。それもそのはずです。今年の3月にオーブ

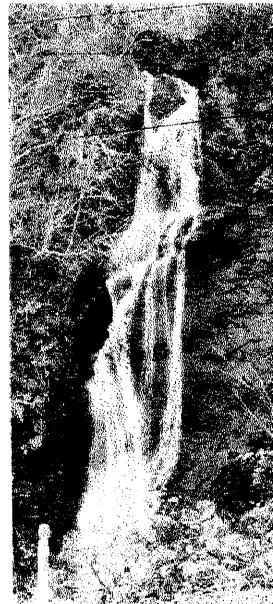


ンしたようです。そして、皆さんがいただいたのがこれ? 「たらこ御前」。新鮮な魚を煮つけてあるし、たらこもいい味で大変おいしく食べました。

食後は、間歇泉の見学に行く方、お土産を買う方、それぞれに時間を過ごしました。



次の目的地は、南茅部の「大船遺跡」。国道を海岸沿いに走ると現れるのが三味線滝。流れ落ちる音が三味線の音に聞こえ、室蘭や有珠山が見える場所ですが一気に通過し大船へ・・・。



史跡「大船遺跡」について  
縄文時代中期(約5,400~4,100年前)を中心とした大規模な集落跡です。1996(平成8)年に行われた発掘調査で注目され、2001(平成13)年には国の史跡に指定されました。

特筆すべきは、竪穴住居跡の規模が非常に大きく、かつ密集していることです。これまでに100軒以上の住居跡が確認されており、地中にはさらに多くの住居跡の存在が推測されます。また遺跡からはサケ・タラ・マグロなどの魚類をはじめウニ・カキ・オットセイ・クジラといった海産物や、クリ・クルミ・トチ・ブドウといった植物種子など、当時の食生活をうかがい知ることができる資料も出土しています。

これらの調査成果から、豊かな自然を背景に継続して安定した生活が営まれていたことがわかりました。(函館市HPより)



分かりやすく、楽しい説明を聞く参加者と住居跡。

大船遺跡を見学した後は、帰路です。川汲峠を走り旧函館市に入って見学したのが「トチの木さん」です。

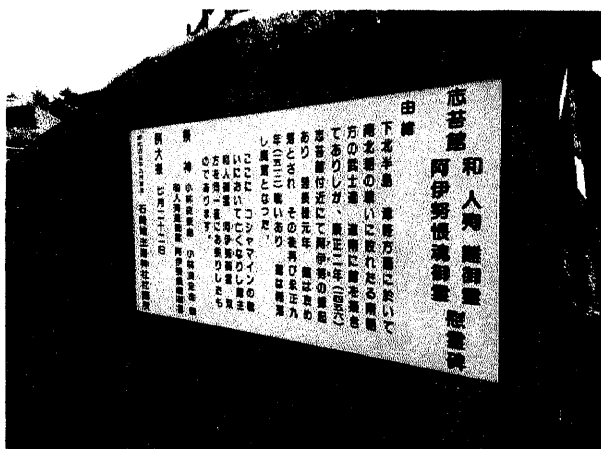
函館市石倉町の白木神社（栃の木神社）にある連理木です。この木は、樹齢 800 年余りと推定されるトチノキ



で、地上約 2.5 m のところで枝が互いに連結しているの  
で、連理木と言われています。  
アイヌの少女と和人の青年の悲しい話が伝えられているそうです。

### 最後の見学地は「志海苔館跡」

14 世紀頃蝦夷地に渡来した和人が築いた 12 の館（たて）の中で最も東端に所在する「志海苔館跡」。



発掘調査で郭内からは、陶磁器類や金属製品などが出土。また、1968（昭和 43）年に付近で行われた道路工事で、38 万枚の渡来銭が入った 3 つの甕（かめ）が発見されています。現在は国の重要文化財として市立函館博物館（市内青柳町 17）に収蔵・展示されています。

元気な人は坂を上り、実際に目で確かめたようですが、栄田は足を痛めていたので車で待機でした。

初めて走る道（旧道）。初めて見る景色（3 沼を一望）。初めての見学地（大船遺跡、トチの木神社）等々・・・大変うれしい一日でした。計画され、案内いただいた福祉委員の皆さんに感謝・感謝！！

## 2017 新年交流会

1 月 19 日（木）～ 20 日（金）

湯浜ホテルにて

皆様のご参加をお待ちしております。元気なお姿をお見せください。日帰りも可能です。詳細は別プリントを参照してください

### 訃報

会員 品野俊幸氏

平成 27 年 10 月 24 日、77 歳をもって永眠されました。

ここに謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。

元気に参加しました。

### 「戦争をさせない道南総がかり行動」

戦争法の強行採決から 1 年を迎えた 9 月 19 日。大門グリーンプラザで開催された集会には多くの会員が参加しました。

主催者代表の徳永好治氏のあいさつに始まり、各団体の決意表明があり、集会アピールが採択された後、函館駅前までデモ行進を行いました。

しかし、今月に入り 20 日。自衛隊は「駆けつけ警護」の任務をおびて、南スーダン PKO へ第 11 次隊を派遣しました。事実上の内戦状態に



ある南スーダンで、不測の武装襲撃に際し緊急の要請を受けた場合、自衛隊が「駆けつけて」反撃することはまさに自衛隊が「殺し殺される」状況に入り込むことです。

安倍首相は「参加 5 原則は守ら

れている」など 9 条順守の弁明に迫られ、「駆けつけ警護」の対象を邦人に限るなど、様々な限定を付けざるを得ません。

しかし、そもそも自衛隊は今も通常の「軍隊」ではなく、海外での武力行使は違憲という制限のもとにあります。憲法 9 条 2 項の戦力不保持規定は生きているのです。これを支える世論と運動をさらに強め、南スーダン撤退を求めていくことが重要となっています。

（九月二〇日 富樫進氏）

飛ぶほどに光重たき秋の蝶  
山の声木の声抱いて木の実降る  
いつも風小さく連れて花芒  
水音に流されてゆく残暑かな  
木の実独楽廻せば廻る山に風

（九月二七日 木下 寿実夫氏）

台風に一喜一憂進路かな  
処暑近く絵本作家を懐古して  
パラリンの走る迫力爽やかに  
秋の旅女医の足跡明らかに  
稲穂濃く平野を変えるコンバイン

木下 澄生

（十月二五日 木下 寿実夫氏）

プロ投手最速で攻め叶う秋  
秋日和からす近寄り言いたげに  
十月の暦満載通院かな  
文化財展望示し語る秋  
うすもみじ  
薄黄葉広場に集う人人

木下 澄生